

矢巾町奨学生選考基準

I 選考方針

人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与するため、人物・学業とも特に優れ、かつ、健康であって、経済的理由により著しく修学に困難があり、進学後奨学金が必要であると認められる者を選考すること。

選考にあたっては、人物・健康・学力および家計の基準の各項目を総合的に判定し適格者を選考すること。

選考順位の決定に際しては、人物について特に留意し、学力と家計との関係は後者に重点を置くこと。

II 選考基準

1 人物について（一般奨学金・特別奨学金共通）

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

- (1) 「態度・行動が生徒にふさわしく」とは、校内・校外の生活を通じて、規律を重んじ、向学心に富み、意志が固く、かつ、道徳的悪傾向（虚偽・利己・放免・怠惰・無責任等）がないと認められることを意味する。
- (2) 「良識ある社会人」とは、一般的な意味のほかに、奨学金返還についても十分な責任感があると認められる者を意味する。
- (3) 人物については、奨学生推薦書を参考にして総合的に判定する。

2 学力及び素質について（一般奨学金・特別奨学金共通）

(1) 高等学校又は高等専門学校に進学する者

中学校における最終学年の学習成績が、全履修教科の評定を合計し、これを全履修教科数で割った値が3.5（少数点以下第2位で四捨五入。以下同じ。）以上であればよい。（履修教科の評定は5・4・3・2・1の5段階法によることとし、5段階法によらない評定については、5段階に換算して算定すること。以下同じ。）

(2) 高等学校又は高等専門学校又は専修学校高等課程に在学している者

申込時に在学する学年の前2か年（2か年未満の場合は、申込時まで）の高等学校における学習成績の全履修科目についての評定平均値が3.5以上であること。

(3) 専修学校専門課程に進学する者又は在学している者

進学する者については高等学校における学習成績が、在学している者については在学する学年の前2か年（2か年未満の場合は、申込時まで）の学習成績が、それぞれ全履修科目の評定を合計し、これを全履修科目数で割った値が3.2以上であればよい。

(4) 大学・短期大学に進学する者又は在学している者

進学する者については高等学校等における学習成績が、在学している者については在学する学年の前2か年（2か年未満の場合は、申込時まで）の学習成績が、それぞれ全履修科目的評定を合計し、これを全履修科目数で割った値が3.5以上であればよい。

(5) 大学院に進学する者又は在学している者

最終出身学校又は在学校の長が、学業成績が優秀であると認めて推薦した者であればよい。

(6) 上記（1）から（4）までの学習成績が規定未満であっても、「Ⅲ特例推薦について」の規定により、特例として選考することができる。

3 経済的理由により著しく修学に困難がある場合の程度について

(1) 一般奨学生の場合（いざれかに該当すること）

①高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程、専修学校専門課程、大学、短期大学のいざれかに進学又は在学する者については、別記第1に定める生計維持者の一般奨学生算定基準額が、別表第1に定める家計基準額以下であること。

ただし、一般奨学生算定基準額が家計基準を超える者についても、「Ⅱ特例推薦について」に該当する者は特例として選考することができる。

②大学院に進学又は在学する者については、その者（配偶者があるときは、その者及びその配偶者）の収入の年額が、家計基準額（家計基準超過の許容範囲（※）を含む）以下であること。ここにいう収入の年額とは、父母等からの給付金、奨学生、アルバイト又は定職による給与所得等の収入等、1年間の総収入金額（定職による収入のうち給与所得以外の収入については必要経費があった場合には当該必要経費の額を控除した額）（配偶者については定職による収入のみとし、当該収入が給与所得の場合は収入金額から別表第2に定める額を控除した額）をいう。

※収入基準超過の許容範囲とは、収入基準額に1.3を乗じた額（1万円未満の端数があるときは四捨五入した額）とする。

(2) 特別奨学生の場合

奨学生の給付を受けようとする者（大学院に進学又は在学する者であって、配偶者があるときは、その者及びその配偶者。以下この号において同じ。）とその生計維持者について、別記2に定める特別奨学生算定基準額の合計が51,300円未満であること。

III 特例推薦について

前記「II選考基準」の「2 学力及び素質について」(6) 及び「3 経済的理由により著しく修学に困難がある場合の程度について」(1) ①ただし書きにある特例として選考することができる者は、下記のとおりとする。

1 「2 学力及び素質について」(6) の特例として選考することができる者

原則、家計が選考基準に合致し、次の各号のいずれかに該当し、特に人物が優れ、かつ奨学生を貸与することによって特に優れた学習成績を修める見込みがあると認められる者でなければならない。

- (1) 生計維持者の算定基準額が0円である。
- (2) 生計維持者が生活保護を受給している。
- (3) 社会的養護を必要とする人（児童養護施設等入所者、里親による養育を受けている者等）である。
- (4) 協議の結果、奨学生選考委員会で特に必要と認めた者。

2 「3 経済的理由により著しく修学に困難がある場合の程度について」(1) ①ただし書きの特例として選考することができる者

家計基準額を超える一般奨学生算定基準額が家計基準額の10%程度以内の者であって、人物・学力ともに特に優れており、協議の結果、奨学生選考委員会で特に必要と認めた者。

別記第1

「一般奨学生算定基準額」とは、生計維持者（※備考1のとおり。以下同じ。）について（1）に掲げる額から（2）及び（3）に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合には零とし、その額に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨てた額とする。）

（当該生計維持者が地方税法第295条第1項各号に掲げる者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課すことができないものである場合には零とする。）を合算した額をいう。ただし、奨学生の貸付又は給付の始期の属する年度（ただし、当該月が4月から6月までの月であるときは、その前年度とする。以下「開始年度」という。）について、当該年度分の同法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しないことその他の理由によりこの規定により難い場合として備考2で定める場合については、備考2で定めるところにより算定した額とする。

- (1) 開始年度の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第314条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額、同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額、同法附則第33条の3第5項第1号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額、同法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額並びに同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（同法第8条第8項第4号（同法第12条第7項及び第16条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた地方税法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（同法第8条第11項第4号（同法第12条第8項及び第16条第5項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた地方税法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額（同条第11項第4号の規定により読み替えられた地方税法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（同条第14項第4号の規定により読み替えられた地方税法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額（当該奨学生選考対象者が当

該開始年度の前年度の 12 月 31 日においてその生計維持者の方税法第 292 条第 1 項第 9 号に規定する扶養親族である場合において、当該奨学生選考対象者が当該開始年度の前年度の 1 月 1 日から 3 月 31 日までの間に 19 歳に達した者であるときは、当該生計維持者については、当該合計額から 12 万円を控除して得た金額に 100 分の 6 を乗じた額

- (2) 開始年度の地方税法第 314 条の 6 の規定により控除する額（地方自治法第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市により当該年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割を課される者については、当該額に 4 分の 3 を乗じた額）

- (3) 別表第 1 の 2 に定める額の合計額

別記第 2

「特別奨学金算定基準額」とは、当該奨学生選考対象者（大学院に進学又は在学する者であって、配偶者があるときは、その者及びその配偶者）及びその生計維持者について、別記 1 (1) に掲げる額から次の (1) に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とし、その額に 100 円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額とする。）(当該奨学生選考対象者、その者の配偶者又はその者の生計維持者が地方税法第 295 条第 1 項各号に掲げる者又は同法附則第 3 条の 3 第 4 項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者である場合には、零とする。) を合算した額をいう。ただし、奨学生選考対象者、その者の配偶者又はその者の生計維持者が、開始年度分の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下この項において同じ。）の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しないことその他の理由によりこの規定により難い場合として備考 2 に定める場合については、備考 2 で定めるところにより算定した額とする。

- (1) 開始年度の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第 314 条の 6 及び附則第 3 条の 3 第 5 項の規定により控除する額（地方自治法第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市により当該開始年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割を課される者については、当該額に 4 分の 3 を乗じた額）

別表第 1

学校の種別	家計基準額
高校、高専、大学、専修学校専門課程	189,400 円
修士課程及び専門職大学院の課程	2,990,000 円
博士課程	3,400,000 円

別表第1の2

区分	額
生計維持者の扶養する子が2人を超えるもの	2人を超えるもの1人につき4万円
生計維持者が父母のうちいずれか一方のみであるもの又は生計維持者が一名のみであって地方税法第292条第1項第11号に定める寡婦又は同条同項第12号に定めるひとり親であるもの	4万円
貸与を受ける者が在籍している学校が私立であって、自宅外通学であるもの	2万2千円

別表第2

給与所得者の場合の控除額

年間収入額	控除額
400万円以下の場合	年間収入額×0.2+214万円 (ただし、収入金額が268万円未満の控除額は収入金額と同額である。)
400万円を超え781万円以下の場合	年間収入額×0.3+174万円
781万円を超える場合	408万円

※控除額は1万円未満の端数があるときは、四捨五入する。

備考1（生計維持者）

生計維持者とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 選考対象者に父母がいる場合 当該父母
- (2) 選考対象者に父母がない場合又は選考対象者が次に掲げる者である場合
当該選考対象者（当該選考対象者が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては当該他の者）
 - イ 満18歳となる日の前日において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託された者
 - ロ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
 - ハ 満18歳となる日の前日において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者

- ニ　満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
ホ　ハ及びニに準ずるものとして適切と認められる者

備考2（国内に住所を有しない者等に係る算定基準額の算定）

別記第1及び別記第2ただし書きの備考2で定める場合は、次の（1）から（3）に掲げる場合とする。

- (1) 選考対象者若しくは給付奨学生又はその生計維持者が市町村民税の所得割の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない場合
- (2) 生計維持者の死亡、災害その他の予期しなかった事由が生じたことにより緊急に奨学金の貸付又は給付を受けることが必要となった場合
- (3) 選考対象者又は奨学生が高校等に入学した日前一年以内に離職したことにより、奨学金の貸付又は給付を受けようとする年の収入の著しい減少が見込まれる場合（当該離職の日の属する年度又は翌年度において市町村民税の所得割を課されている場合に限る。）

2 別記第2の備考2で定めるところにより算定した額は、次の（1）に掲げる額から（2）に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合にあっては零とし、その額に100円未満の端数がある場合にあってはこれを切り捨てた額）（市町村民税の所得割を課することができない者に準ずるものと認められる場合にあっては、零）とする。

- (1) 別記第1（1）に100分の6を乗じた額に準ずるものとして適切と認められるもの
- (2) 別記第2（1）に規定する控除する額に準ずるものとして適切と認められるもの